

第17回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成29年6月7日(水) 午後2時00分～午後3時40分
2. 会 場 保健福祉センター2階 健康研修室(役場本庁前)
3. 出席委員 【農業委員】(14人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、
5番 濱口佳史、6番 山中 讓、7番 金子孝子、8番 伊芸精一、
9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、11番 篠田 開、12番 福留康弘、
13番 松本昌子、14番 吉尾好市
【推進委員】(5人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、
(事務局:書記 森下)
4. 欠席委員 【農業委員】(0人)
【推進委員】(2人) 4番 宮川建作、7番 福井正一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について (1件)
議案第2号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について (1件)
議案第3号 非農地証明願について (4件)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第5号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 時間も来ましたし、予定の人数が揃いましたので、これより6月の定例会を始めたいと思っておりますが、あいにくの梅雨入りでございまして、足元の悪い中お集まりいただき有難うございます。

それでは早速議題に入りますが、本日の議事録署名人は金子孝子委員と伊芸精一委員にお願いいたします。また、本日欠席されます宮川建作委員と福井正一委員の2人については、森林組合の関係で欠席ということでございまして、成立はしておりますのでこれより始めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案第1号農地法第3条許可申請について、1件出ておりますが事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号農地法第3条許可申請について、1件申請が出ております。1ページをお願いします。

譲渡人につきましては、住所〇〇、〇〇〇〇さん、譲受人が住所〇〇、〇〇〇〇さんです。申請地につきましては、黒潮町蜷川字橋ノ本1008番4、畑で39㎡です。理由としては、譲受人が借地して耕作している土地で、許可がありしだい、贈与を原因とする所有権移転を行うということです。

すみませんが、4ページをお願いします。申請地の位置図を付けています。申請地は、出合いの里蝸川から少し奥に行った所です。次のページをお願いします。住宅地図で詳細を付けております。

7ページをお願いいたします。申請地は、手前に大方町公衆用道路とありますが、これが町道にあたります。それと上側に大方大正線とありますが、県道が丁度下に走っておりまして、その間に有ります畑です。

8ページをお願いいたします。現地は柿の木が有ります。畑という感じではありませんが、果樹が植えられています。これは譲渡人の方が県外に住んでおられて元蝸川の方で、土地を処分されるようで、贈与で名義を移転したいということで申請されております。

9ページをお願いいたします。農地法第3条調査書ということで農地法第3条第2項に該当することがあると、所有権移転、賃借権設定、使用貸借権の設定が出来なくなります。7項目ありますが、第2項第1号全部効率利用ということで、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。ということで、カッコして農作業従事者は本人とありますが、本人1人で主に果樹を蝸川の方で作られています。元々〇〇さんは蝸川出身の方で果樹を作っておりまして、農作業用の大型機械は持たれていないようですけども、果樹もかなり成木になって大きいので、そういった機械は無くても十分に作業は出来るというようなことで、第2項第1号には該当しない。

第2号については、農業生産法人以外の法人については、個人であり適用有りません。

第3号信託について、信託ではないので適用なし。

第4号農作業常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。ということで本人の申し出では年間300日、まる一日ではないですけども、殆んど蝸川の方に行って、果樹の世話をされているような状況になっているようです。ですからここも該当しません。

第5号下限面積についてですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超える。ということで、今回の取得分を含めて6,016㎡、60.16aになりますので、ここも該当しません。

第6号転貸禁止について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ここも該当しないということになります。

第7号地域調和、果樹を栽培するので周辺農地には影響はないと考える。見た目でも影響無いと考えます。ここも該当いたしません。以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありました。担当委員さん何か補足説明あればお願いします。

〇〇委員 〇〇〇〇さんは、お父さんが〇〇〇〇〇さんといひまして、ラッキョウなど出されて農業をされた方です。〇〇〇〇さんは以前役場に勤められていたと聞いております。〇〇〇〇さんが言うには許可があれば、贈与で譲りたい。狭い農地なのに委員会の手を煩わさずに出来んかえと言われましたが、そういう訳にはいかんがよと言うと、御苦労さんやねと言われました。問題は無いと思います。

議 長 はい、今担当委員さんから説明がありました。この件について質問なりある方お願いします。無いようでしたら承認を受けたいと思いますが。

(質疑なし)

農地法第3条の1番について、承認されます方挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。

議案第1号については、承認されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条許可申請について1件出ております。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案第2号の農地法第5条許可申請、県知事許可について1件申請されております。

2ページをお願いいたします。

農地法第5条、転用を目的にした農地の権利移動の規定による許可申請ということで、譲渡人が、住所〇〇、〇〇〇〇〇さん。譲受人が同じく住所〇〇、〇〇〇〇〇さんで、親子関係です。〇〇〇〇〇さんがお父さんで、〇〇〇〇〇さんが息子さんにあたりまして、〇〇〇〇〇さんが会社の代表をせられております。申請地については5筆有りまして、黒潮町出口字下モダバ20番1、畑、396㎡。同じく字下モダバ20番2、畑、469㎡。同じく字下モダバ20番4、畑、39㎡。同じく字下モダバ21番1、畑、99㎡。同じく字下モダバ21番3、畑、52㎡となっています。理由といたしましては、転用者は左記住所にて妻と子供3人と生活しながら清掃業を営み、100m離れた場所に事業用車庫を設けている。建物が手狭になった上に、東日本大震災以降の新たな津波被害想定において浸水地域とされたため、高台にある申請地に、居宅及び事務所兼車庫を建築する必要がある。となっています。10ページから16ページに参考資料が付いています。

10ページをお願いいたします。

10ページに申請地位置図があります。グループホームみうら、という所が有りまして、旧三浦小学校があった所です。そのすぐ隣にあたります。その左側には県道が通っております。

11ページお願いいたします。

11ページを見ていただくと、道路との関係が分かると思います。12ページについては申請地を拡大して表示したものです。それと13ページに公図を付けております。先ほどの5筆が固まってあります。その周りは、〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんとなっておりますが、ここからは同意書を貰って添付されております。それと14ページ、これが現況の写真ですが、現在耕作はされておらず、しかし、それほど長いことの未耕作ではないですけれど、草が生えたような状況になっています。

15ページお願いいたします。同じく現況の写真です。

16ページお願いいたします。これは土地利用計画図ですが、写真の右側から見て町道出口線側とありますが、これが出口の集落に行く道となっております。そして左の方に県道が通っておりまして、その県道と宅地の申請地の間には農地が有るわけですが、排水については排水溝が設けられておりまして、この住宅がある所から左側の方に排水を取るようになっております。その排水は県道の方に流す計画となっております。それでその県道まで行くのに隣接の土地の方には許可はいただいているとなっております。それであと左側の平面図が住宅として建築される予定です。あとこの車庫と右側に同じく車庫がありますが、

この2つは事務所と業務用の車庫ということで建てられる計画となっています。これで問題はないと思います。資金についてもきっちりと銀行とお話しされており、問題は無いと思います。以上です。

議長 はい、今事務局より説明がありました。担当委員が私でございまして現場も見て〇〇〇〇さんともお会いしてきました。それで色々お話をしてきました。今のおる所が狭いし、車庫も遠いし、南海地震の関係で津波対策と言いますか、どうしてもここに持って行きたいと言うような話でございまして、現場を見て来たがですけれども、耕作をしていないですけれども、隣の〇〇〇〇さんは今亡くなって奥さんがおる訳ですが、ここは親戚関係で昔の親同士が兄弟ですので、ここはちゃんと話も出来ていると、〇〇〇さんのところは一部万行の方がラッキョウを作っておりまして、あれは誰が作りようがぜと聞いたら万行の誰やろが作りよるけど、そこには影響が無いにはちゃんとするけんというようなことで話もして来ました。どうしてもそこに持って行きたい、それに宅地許可申請、認可みたいなものは出来ちやうがやろかと聞いたら、代々出口の区長さんをしよった人らあに聞いたら、あそこだけ、〇〇〇さんと〇〇〇さんの所だけ残って、あとはずっと宅地になってまして認可にもなっているそうです。ほんで、道がちょっと段になっておりまして、あそこの入口はどうするがぜと聞いたら、なだらかな勾配を付けて、今の道から入るようにしようかと思えよう、というような話も聞いてきました。それで何とかやってもえんろうかと、許可をしてもえんろうかというようなことで、ま、それは私1人ではいかんけん皆に諮ってもらわなあいかんけん、いうて言たがですけれど、自分としては何とかやっちゃりたいと、〇〇〇さんは清掃をしておりまして、色々な活動にも協力してもらっておりますし、出来たら許可を認めていただきたいと思いますが、以上です。

この件に付いて、意見なり質問なりある方はいませんか。

(質疑なし)

特に無いようでしたら承認を受けたいと思いますが。いいですかね、それではこの件について承認されます方挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。議案第2号については承認をされました。

続きまして議案第3号非農地証明について、4件出ておりますが1番よりお願いいたします。

事務局 続きまして、議案第3号非農地証明願について4件の説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

まず1件目ですが、届出人が住所〇〇、〇〇〇〇〇〇さん、願出地が黒潮町浮鞭字カロフト坂2098番、畑、400㎡となっています。願出理由としまして、申請地はかつて畑として利用されていたが、昭和23年ごろに家屋がたてられ、以降、耕作がなされなくなっていた。現在では、完全な宅地となっており、耕作は難しい状態である。現状を考えても、農地への復旧は困難である。ということで17ページお願いいたします。17ページに位置図を付けていますが、申請地は住宅地の中で家が建っております。21ページをお願いいたします。申請地については、家が建っていたものを取り壊しが行われていまして、また、ここへ家を建てる予定だそうです。この後からは非農地証明が出てから

宅地にして転売される計画になっております。ここは現場を見ても畑に復元出来るような状況ではありません。

議 長 今、1 番について説明がありました、担当委員さん補足説明があればお願いします。

〇〇委員 〇〇〇〇さんという方は、〇〇の方で、申請している所は叔父さんにあたるみたいで亡くなったのが 20 年前ぐらいじゃないかと、自分も薄ら薄らと記憶にあります。家そのものは小さい時から建っておりました。現在は、宅地にしてきれいに均しておりますので、前々回ぐらいにもその隣の角の所の〇〇〇〇さんからも非農地証明がでていました。そのすぐ隣です。〇〇〇の〇〇さんに譲りたいという話でした。この辺りは家も建っている所で問題は無い所です。よろしくをお願いします。

議 長 今、担当委員さんから説明がありました、何か質問、意見ある方おりませんか。
(質疑なし)

特に無いようでしたら承認を受けたいと思いますが、それでは非農地証明 1 番について承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。1 番については承認されました。

続きまして、非農地証明第 2 番。

事務局 それでは 2 番目にいきます。

願出人の住所は〇〇、〇〇〇〇さんです。願出地は黒潮町加持字古城 2764 番、畑、102 m²です。願出理由としては、昭和 50 年頃より耕作を放棄しており、現在は周りの雑木林が浸食してきており、農地として復元することは困難な状況である。23 ページをお願いします。位置図を付けておりますが、申請地というのが山の中で、丁度沢になった所といたしますか、〇〇〇〇さん宅に入った所の畑になります。それで 27 ページ、28 ページをお願いします。ここの真ん中の竹の生えた所が申請地となりまして、農地に復元するのは難しい状況になっています。以上です。

議 長 今、事務局から説明がありました担当委員さん何か補足説明があれば。

この竹藪の左側は道ではないがよね。

事務局 道です。これから奥にも 1 筆あって、山に行く道と一緒にあります。

議 長 赤線になっているのか。

事務局 公図を見ると赤線ですね。

議 長 〇〇さんの土地ではないがよね。

事務局 ではないです。26 ページを見ていただいたら分かると思いますが、左側の方が段々に山の方に高く上がって行く方向になります。この赤線が左の方に付いていますが、この道になると思います。

議 長 今、事務局より説明がありまして、もう農地として復元は出来にくいということでございますが、この件について何か意見、質問はありませんか。

(質疑なし)

問題なければ承認を受けたいと思いますが。

それでは 2 番について承認を受けたいと思いますが、承認される方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。2番については承認されました。

それでは、非農地証明第3番説明をお願いします。

事務局 それでは、3番目の非農地証明ですが、願出人、住所〇〇、〇〇〇さんです。願出地については、黒潮町伊與喜字古城708番口、畑、737㎡です。理由としましては、当該土地は、届出人の祖父である〇〇〇〇から昭和19年8月7日に家督相続したが、祖父亡きあとは、耕作を放棄し現在に至っている。という理由になっています。29ページお願いいたします。位置的には伊与喜に〇〇〇〇さんがありますが、その北側といひますか、現在はほとんど山のような状況になっています。30ページに住宅地図を付けています。それと31ページ、申請地は〇〇さんという方の御家がありまして、そのすぐ横に上がる道がありまして、そこから上がっていく所となっています。33ページ、34ページをお願いします。34ページは国道から見たところですが、殆んど木が茂っておりまして、畑というような状況ではありません。また戻りますけれども33ページにつきましても、この〇〇さん所の方に聞いて確認すると、あそこら辺が昔はそうやったということで、この写真を見てのと通りの山林状態になっています。以上です。

議長 はい、今事務局より説明がありました。担当委員さん何か補足があればお願いします。

〇〇委員 事務局の説明のとおりで、畑としての復元は難しいと思います。

議長 はい、今、委員さんの方からも畑としては難しいという意見でしたが、この件について何か意見はございませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら承認を受けたいと思います。それでは3番について承認されます方挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございまして、3番については承認されました。

非農地証明第4番をお願いします。

事務局 続きまして4番に移ります。

願出人の方の住所ですが〇〇、〇〇〇〇さん、願出地につきましては、黒潮町加持字白井谷口3175番1、田で212㎡となっています。理由としましては、約30年前に県道が拡幅したこと、田を埋めて畑に転用したが、母〇〇が高齢となったことから、耕作を止め、申請地の約半分は、ヤマモモ、梅、桜及び庭木等を植え現在に至っているが、管理できていない状況である。また、残りの半分は、塩田建築が資材置場及び廃材の処分地として利用し、現在に至っている。農地への復旧は困難である。という理由となっております。35ページをお願いいたします。位置としましては、加持ふれあいセンター手前の塩田建築さんと隣接する土地となっております。36ページに住宅地図を付けておりますが、塩田建築さんのすぐ隣となっています。37ページに拡大した航空写真を付けておりますが、申請地につきましては、両方を道に挟まれた土地となっておりまして、この航空写真は古いので現在はこんなに木は茂っておりません。39と40ページの現況の写真ををお願いします。39ページにつきましては、枠で囲んだ中の右の方の所に、黒い部分の所がありますが、これは穴を掘って木を焼いているような跡があります。それと40ページにつきましては、これは県道側から撮った写真になりますが、このように

木を植えられていて、このように茂っています。農地に復元するのは難しいと思います。

39 ページの木の生えてない所もありますが、中々固い土でした。以上です。

議長 事務局より説明がありました。担当委員さん補足説明があればお願いします。

〇〇委員 事務局が説明したとおりです。

議長 この件に付いて意見のある方お願いします。

(質疑なし)

特にありませんか。無ければ承認を受けたいと思いますが。

この、4 番について承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい挙手多数でございます。4 番についても承認されました。

続きまして、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、別紙で議案第 4 号と有ります、横に印刷している分が有りますが、それを御覧ください。

それを、1 枚捲っていただいて、上の所に 1 ページと書いてある所に整理票として、5 筆で 5 名の方の利用権について記載しています。まず整理番号 29 の 49 として、住所〇〇、〇〇〇〇さんが貸付人に当たりますが、借受人が住所〇〇の〇〇〇〇さんとなっております。設定期間が平成 29 年 6 月 1 日から平成 39 年 5 月 31 日までの 10 年間となっております。土地は入野の字新明という所となっております。現況、田で、農用地区域内、面積は 571 m²で作物はキュウリを栽培されるようです。1 反当たりの借賃は 6 俵となっております。貸借となっております。

続きまして、29 の 50 番、貸付人住所〇〇のさ〇〇〇〇ん、借受人が住所〇〇、〇〇〇〇さん、設定期間が平成 29 年 6 月 9 日から平成 32 年 6 月 8 日までの 3 年間となっております。土地については、馬荷字上大田 4774 番、現況田で、農用地区域内、面積 3,829 m²、作物は水稻で、借地料は 1 反当たり 1 俵で現物となっております。貸借となっております。

29 の 51 番、貸付人住所〇〇、〇〇〇〇さん、借受人が住所〇〇の〇〇〇〇さん、設定期間が平成 29 年 6 月 5 日から平成 39 年 6 月 4 日までの 10 年間となっております。土地については、入野字新明 7413 番、現況田で、農用地区域内、面積 2,302 m²の内 1,400 m²、作物はキュウリ・オクラで、借地料は 1 反当たり 17 袋となっております。貸借となっております。

29 の 52 番、貸付人住所〇〇、〇〇〇〇さん、借受人が住所〇〇、〇〇〇〇さん、設定期間が平成 29 年 6 月 5 日から平成 32 年 6 月 4 日までの 3 年間となっております。土地については、入野字新明 7440 番、現況田で、農用地区域内、面積 1,152 m²、タバコの栽培をされます。借地料は、1,152 m²、1 筆 40,000 円となっております。利用権の種類は貸借となっております。

同じく 29 の 53 で、貸付人住所〇〇、〇〇〇〇さん、借受人は先ほどと同じく住所〇〇、〇〇〇〇さんで、平成 29 年 7 月 9 日から平成 32 年 7 月 8 日までの 3 年間となっております。入野字横ノ浜 7287 番、現況田で、農用地区域内、面積 1,378 m²、タバコの栽培となっております。これは 1 反当たりで 40,000 円となっております。利用権の種類は貸借となっております。いずれも再設定となっております。詳細の利用権の内容については以降に付けて

いますので御目通をお願いいたします。

議 長 今、事務局の方から説明がありました。まずは資料に目を通していただいて、意見のある方はお願いします。

議 長 何か、この利用権設定について質問なりありませんかね。

(質疑なし)

無いようでしたら、承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

それでは議案第4号について、承認を受けたいと思います。

承認される方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。議案第4号については承認されました。

それでは、議案第5号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは別紙資料となっております、議案第5号と書かれているものですが、それを1ページ開けていただきたいと思います。内容につきましては、12ページを見て頂いた方が分かりやすいと思います。これはですね、〇〇〇〇さんが今度機械を購入することに当たりまして、農業近代化資金を利用されて12ページにあります、乗用田植機みのる、〇〇〇〇〇〇〇円。クボタコンバイン、〇〇〇〇〇〇〇円。クボタスイスイデパイダ、〇〇〇〇〇〇〇円。合計〇〇〇〇〇〇〇円という機械を購入される内容となっております。その下に資金計画としまして、先の〇〇〇〇〇〇〇円に対しまして、近代化資金を〇〇〇〇〇〇〇円融資、借り入れて、〇〇〇〇〇〇〇円を補助金、それとあと〇〇〇円ですが自己資金で補うものです。それと23ページをお願いいたします。これは認定農業者の認定計画書になりますが、その一番下に平成32年までの機械の購入の目標として計画されているものです。左は〇になっていますが、〇〇〇〇を立ち上げたときには〇だったので〇としています。右につきましては、32年までに機械を揃えるということで今回の田植機、コンバインとが下の方に載っています。あと内容については中を見て頂きたいと思います。

議 長 今事務局より説明がありましたが、資料に目を通していただきまして、何か質問なり意見のある方お願いします。

〇〇委員 スイスイデパイダーとは何ですか。

〇〇委員 倒れた稲を起こす機械です。

(質疑なし)

議 長 それでは、この件に付いて承認される方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。この件に付いては承認をされました。

それでは、(3)のその他の討議、報告事項について。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、その他の討議、報告事項については、前回の農業委員会で3条申請で〇〇〇〇さんの申請がありましたが、その経過につきまして、前回の農業委員会のありました5月8日の次の日に、〇〇〇〇さんのお姉さんが農業委員会の方に訪ねて来てくれまして、農業委員会の結果についても説明をして、それと非農地申請、3条の申請について説明をしました。申請は42筆あったわけですけども、分けて申請をしてはどうですか、とい

うようなことも伝えました。〇〇〇〇さん本人と話してみるのも、暫らく保留にしてほしいというような御返事でした。譲受人は3反の農地の経営が必須で、相続については3条関係に関係なく相続人に渡ることも説明しました。同じ日のそれからあと、〇〇〇〇さんから電話がありまして、3条申請は取り下げるということで連絡がありました。本人はそんなに深く考えていなかったと、権利の移動だけなので難しいものではないと思っていたと、どちらにしても息子に行くのであれば取り下げるといようなこととお話をして、それでは取り下げにして処理します、と確認をして取り下げて終了しました。以上です。

議 長 分かりましたかねえ。前回保留と、もう1回確認をするということで〇〇〇〇さんの件をおいていたんですが、取り下げたという報告でした。いいですかね。

事務局から他に、その他の件はありませんか。

事務局 (3) のその他はありません。

(議決案件については以上)

事務局 以降、○その他について説明した。

議 長 本日は、長時間の審議御苦勞様でした。これにて閉会とします。

(午後3時40分終了)